

公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

ひろしま感性イノベーション推進協議会（以下「協議会」という。）では、人間のもつ「感性」という新たな価値軸を活用した、製品の差別化による高収益構造の実現に向けた活動に取り組んでいる。

本業務では、協議会が実施する「普及啓発」、「人材育成」、「企業内展開支援」及び「地域連携」の4つの事業を運営することにより、感性工学等を活用した価値の創出について、企業の基礎的な考え方や手法等の習得と、製品化へ向けた積極的な取組を促進する。

また、令和5年度は「『ひろしま感性モニター制度』の改正案の提案」及び「登録専門家の領域整理」の2つの事業を新たに実施する。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月10日まで

(4) 事業予算上限額

14,970千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）提出期限

令和5年3月30日（木） 午後5時

(2) 仕様書等に対する質問書提出期限（様式4）

令和5年4月3日（月） 午後5時

(3) 上記(2)に対する回答日等

令和5年4月4日（火）に、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。ただし、回答の内容が、質問者の提案内容に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

① 提案書提出場所

広島県商工労働局イノベーション推進チーム内
ひろしま感性イノベーション推進協議会事務局

② 提案書提出期限

令和5年4月6日（木） 午後5時

(5) 提案書に関するプレゼンテーション、ヒアリング実施場所等

① 日 時 令和5年4月13日から令和5年4月19日までの間で別に指定する日

② 場 所 別途通知する。

③ 時 間 1 提案者あたり説明時間は30分以内を予定し、内訳は次のとおりとする。

プレゼンテーション：15分以内

質疑応答：15分以内

- ④ 出席者 公募型プロポーザル参加資格を有している者。審査会場の入室は2名までとし、主たる説明者は、当該事業の実務担当者とする。
- ⑤ その他 プレゼンテーションの内容は、提案した提案書の内容とする（追加提案の説明は認めない）。なお、正当な理由なく参加しなかった者の提案は無効とする。
- (6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について
- ① 公募型プロポーザル参加希望者は公募型プロポーザル実施要領で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書(様式1)に添付しなければならない。
- ア 会社概要説明書(様式2)
- イ 会社等パンフレット
- ウ 電子データの保存等に関する申出書(様式3)
- エ 広島県の納税証明書(発行日が申請日から3か月以内のもの)
- オ 消費税及び地方消費税(国税)の納税証明書(発行日が申請日から3か月以内のもの)
- ② 申請書及び前号に定める必要な書類(以下「申請書等」という。)の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
- ③ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
- ④ 申請書等の提出は、持参又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。(民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。)
- (7) 仕様書及び図面(以下「仕様書等」という。)について
- ① 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2(2)仕様書等に対する質問書提出期限」までに、仕様書等に対する質問書(様式4)を、電子メールにより提出すること。
- 【送付先アドレス】 syo-innovmono@pref.hiroshima.lg.jp**
- その際、件名を「ひろしま感性イノベーション推進協議会運営業務についての質問」とし、送信後、提出先(広島県商工労働局イノベーション推進チーム内 ひろしま感性イノベーション推進協議会事務局)へ電話により着信の確認を行うこと。
- ② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。
- (8) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について
- ① 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
- ② 上記の通知を受けた者は、ひろしま感性イノベーション推進協議会事務局に対してその理由説明を求めることができる。
- ③ この説明を求める場合は、令和5年4月24日(月)までに、その旨を記載した書類を提出すること。
- ④ 上記に対する回答は、令和5年4月25日(火)までに、書面により行う。
- (9) 支払条件
- 業務完了後の一括払いとするが、受注者の請求により必要があると認めるときは、委託料の一部の概算払も可とする。
- (10) 手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨に限る。

- (11) 参加者の負担について
申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (12) 申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。
- (13) 提出された提案書について
 - ① 提出された提案書は、返却しない。
 - ② 提案書は、広島県情報公開条例に準じて公開する場合を除き、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。
- (14) プロポーザルに関し、協議会から受領又は閲覧した資料等は、協議会の了解なく公表又は使用してはならない。
- (15) 提案書を提出後に取り下げの場合は、取り下げ願い書(様式5)を提出するものとする。

3 契約事項

- (1) 公募型プロポーザルに関する要領
広島県の公募型プロポーザル事務処理要領に準じて執行する。
- (2) 契約の締結
最優秀提案者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、協議会事務局の契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等を一部変更する場合がある。
- (3) 契約事項に関する規則
広島県会計規則及び広島県契約規則に準じて執行する。
- (4) 契約保証金
公募型プロポーザル実施要領に定めるとおり。
- (5) 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約
適用なし

4 添付書類

- 公募型プロポーザル実施要領
- 仕様書
- ひろしま感性専門家派遣制度実施要綱(別紙1)
- ひろしま感性モニター制度実施要綱(別紙2)
- 「ひろしま感性モニター制度」における情報の取扱いに関する同意について(別紙3)
- 契約書
- 公募型プロポーザル参加資格確認申請書(様式1)
- 会社概要説明書(様式2)
- 電子データの保存等に関する申出書(様式3)
- 仕様書等に対する質問書(様式4)
- 取り下げ願い書(様式5)
- 提案書作成要領
- 提案書(かがみ)(様式ア)

- 提案書（様式イ）
- 実施スケジュール（様式ウ）
- 見積書（様式エ）
- 提案書評価基準

【問い合わせ先】

広島県商工労働局イノベーション推進チーム

担当 瀬尾

電話 082-513-3366（ダイヤルイン）